

令和 8 年度

工 事 名 (そ-9)千代田第4ポンプ場ほかポンプ制御盤更新工事

施 工 場 所 甲府市下帯那町1925(千代田第4ポンプ場)外1箇所

工 種 電気工事

工 期 着工日から令和9年3月18日まで

浄水課 施設係

甲 府 市 上 下 水 道 局

設計金額						課長	係長	審査	設計
工事金額		款	41	資本的支出	節	20	工事請負費		
消費税等相当額		項	01	建設改良費	細	18	その他改良工事		
		目	01	施設費					

起工(変更)理由

本工事は、千代田第4ポンプ場及び千代田第5ポンプ場にあるポンプ制御盤及び引込計器盤を更新する工事です。

工事概要

ポンプ制御盤 2面

引込計器盤 2面

総括表

名称	種目形状	数量	単位	単価	金額	二次製品	摘要
直接工事費		1.0	式				
間接工事費		1.0	式				
計	(工事原価)						
一般管理費		1.0	式				
計							
機器費		1.0	式				第1号内訳書
計							
合計	(工事価格)						
消費税等相当額		1.0	式				×10%
計							
総計	(請負工事金額)						

直接工事費

名 称	種 目 形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	二 次 製 品	摘 要
(材料費)							
材料費		1.0	式				第2号内訳書
補助材料費		1.0	式				
小計							
(労務費)							
一般労務費		1.0	式				第3号内訳書
技術労務費		1.0	式				第4号内訳書
小計							
(直接経費)							
機械経費		1.0	式				第5号内訳書
小計							
計	(直接工事費計)						

間接工事費

名 称	種 目 形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	二 次 製 品	摘 要
[共通仮設費]							
共通仮設費		1.0	式				
準備費(積上げ)	産業廃棄物処分費	1.0	式				第6号内訳書
役務費(積上げ)	東電申請費	1.0	式				第7号内訳書
小計							
現場管理費		1.0	式				
小計							
据付間接費	据付(機器)間接費	1.0	式				
据付間接費	据付(技術者)間接費	1.0	式				
小計							
計	(間接工事費計)						

第2号

明細書

材料費(電線管類)

名 称	種 目 形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	二次製品	摘 要
電線管	GZ φ 22	21.0	m				
電線管	GZ φ 28	6.0	m				
電線管	GZ φ 36	6.0	m				
付属材料費	(鋼管類)	1.0	式				
小計							
電線管	f2WP φ 24	4.0	m				
電線管	f2WP φ 30	2.0	m				
電線管	f2WP φ 38	2.0	m				
付属材料費	(可とう管類)	1.0	式				
小計							
計							

甲 府 市 上 下 水 道 局

(そ-9)千代田第4ポンプ場ほかポンプ制御盤更新工事

特 記 仕 様 書

令 和 8 年 度

甲 府 市 上 下 水 道 局

目 次

第1章 総 則		
第1節 一般事項	-----	1
第2章 (そ-9)千代田第4ポンプ場ほかポンプ制御盤更新工事		
第1節 概要	-----	5
第2節 設備構成	-----	5
第3節 仕様	-----	6
第3章 工事仕様		
第1節 一般仕様	-----	9
第2節 工事範囲	-----	9
第4章 試験及び検査		
第1節 一般事項	-----	10
第2節 機器の試験	-----	10

第1章 総 則

第1節 一般事項

第1条 概 要

本仕様書は、(そ-9)千代田4ポンプ場ほかポンプ制御盤更新工事に適用するものである。
本特記仕様書に特に定めない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書(最新版)」・「機械設備工事共通仕様書(最新版)」及び、日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書(最新版)」・「機械設備工事一般仕様書(最新版)」並びに甲府市上下水道局職員「以下監督員と記す」と協議の上、その指示によるものとする。

第2条 完成期限

完成期限は、着工日から令和9年3月18日とする。

第3条 法令等の遵守

1. 本工事の施工にあたり、請負者は関係法規及び、条例、規程等関係諸法令規を遵守しなければならない。
2. 下請施工体系図の作成及び提出
「甲府市暴力団排除条例の施工に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた「下請負施工体制図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、延滞なく監督員へ提出するものとする。
なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能のものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出する。

第4条 契約等

甲府市上下水道局契約関係条例及び、その他本局の定める規程によるものとする。

第5条 疑義の解釈

1. 本特記仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、監督員と協議の上、施工するものとする。
2. 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、また内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議のうえ定めるものとする。

第6条 官公庁等への手続き

本工事において監督官庁その他への手続きを必要とする場合は請負者がこれに要する申請書、届出書等を作成し、手続きの一切を代行するものとする。尚、これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

第7条 施工について

1. 本特記仕様書及び添付図面に明記してないものでも、本工事の目的並びに工事施工上当然必要なものは監督員と協議のうえ、請負者の負担で設備又は施工しなければならない。
2. 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。
3. 請負者は工事の施工にあたっては、常に細心の注意を払い、労働安全法を遵守し、公衆及び作業員の安全を図らなければならない。又、水処理施設であるので、特に衛生管理には充分注意にすること。
4. 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について監督員と協議し遵守しなければならない。
5. 工事場所が隣接又は同一場所において施工する別途工事と競合する場合は、相互に協議、協力して処理しなければならない。
6. 施工においては、事前に施工計画書、材料承諾申請書類、施工図等を監督員に提出し、その承諾を得てから施工するものとする。

第8条 公害の防止及び施設の保全

請負者は工事施工にあたって、付近の居住者に迷惑がかからぬよう公害の防止に努めなければならない。又、建造物を汚染し、もしくはこれらに損害を与えたときは、請負者の責任で復旧しなければならない。

第9条 特許権等の使用

本工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている機器等を使用するとき

は、請負者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第10条 現場代理人及び主任技術者

1. 請負者は、必要に応じ現場代理人及び工事現場における施工上の技術管理をつかさどる主任技術者を選任し、契約締結後速やかに定められた書面により本局に提出しなければならない。
ただし、現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。
2. 請負者又は現場代理人は、工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。
3. 現場代理人、主任技術者、使用人、労務者又は下請負者のうち、工事施工又は管理につき著しく不適当と認められる者がある場合、請負者に対し、局は事由を示しその交替を求めることができる。

第11条 委任又は下請負

請負者は、工事の一部を第三者に委託し、また請負わせようとするときは、あらかじめ書面により本局に提出しなければならない。

第12条 費用の負担

材料及び工事の検査並びに、施工に伴う調査、試験諸手続等に必要な費用は、請負者の負担とする。

第13条 契約の変更

本工事は、原則的に変更は行わないものとするが、監督員が必要と認めた場合に契約の変更を行うものとする。

第14条 賠償の義務

請負者は、工事施工の際、発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者の指示する方法で速やかにその責を追わなければならない。ただし、天災その他通常請負者のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。

第15条 試験

各種試験は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（最新版）」・「機械設備工事共通仕様書（最新版）」並びにその他関係規定により実施し、これに合格後動作試験を行うものとする。尚、事前に試験内容の説明及び手順書を作成し、監督員の承諾を得てから行うものとする。

第16条 検査

1. 請負者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに書面により通知し発注者の検査を受けなければならない。
 - ①工事が完成した場合（竣工検査）
 - ②工事の施工中でなければ、その検査が不可能な場合、又は著しく困難な場合（中間検査・確認検査）
 - ③部分払いを必要とする場合（出来高検査）
 - ④工事の手直しが完了した場合（手直し検査）
 - ⑤その他必要がある場合
2. 工事完了後、竣工検査及び試運転を行い、これに合格したとき工事竣工とする。
3. 検査については、本局工事検査関係例規によるものとする。

第17条 事前調査

請負者は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事、その他についての綿密な調査を行い、十分状況把握の上、工事を施工しなければならない。

第18条 工事着手

請負者は、契約締結後速やかに監督員と工事について打合せを行い、本特記仕様書及び添付図書類に基づき、工程表及び施工計画書並びに承諾図書類を作成し、本局の承諾を得ること。この承諾を得た後でなければ工事に着手してはならない。

又、打合せ事項についてはその都度、議事録を監督員に提出する。尚、本工事に使用する機器類について請負者固有の設計による製品で本特記仕様書及び添付図書類と異なる場合は、事前に理由を申し出て、本局の承諾を得なければならない。

第19条 工事対象物の管理義務

工事が完成し、引き渡し完了までの工事対象物の保管責任者は請負者とする。

第20条 工事終了後の処理

工事が終了したとき、請負者は速やかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

第21条 保証期間

本工事の保証期間は、受け渡し完了後 1年とする。

万一、保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因による故障等が発生した場合は、請負者の責任において本局が指定する期間内に修理、改造又は新品と交換を行うものとする。尚、本局運転担当者に設備の運転操作、維持管理その他について充分なる指導を行うものとする。詳細については別途協議する。

第22条 週休2日制適用工事

本工事は、週休2日制適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むことができる。

週休2日制の取り組みについては、施工計画書により提出すること。

取り扱いについては、令和8年5月15日から適用する「週休2日制適用工事实施要綱」による。

第23条 提出図書類

本工事において請負者は次の書類を提出すること。

1. 承諾図書類

部数 2部

本工事における機器製作等については、契約締結後速やかに主任技術者等担当技術員を本局に派遣し、本特記仕様書及び設計図書類に基づき、設計、製作、施工等に関し詳細に打合せを行い、その結果をまとめて承諾図として提出し、本局の承諾を得ることとする。

承諾図書類は次のとおりとする。

- ①各機器図
- ②各機器類間の接続図書類
- ③機器配置、据付図書類
- ④工事施工計画書
- ⑤工事施工図書類
- ⑥その他関係図書類
- ⑦監督員が指示する図書類

2. 決定図

部数 2部

上記「1.」項の承諾図を承諾返却後15日以内にまとめて本局へ提出すること。

3. 完成図書類

竣工検査用 1部

黒表紙 金文字仕様 2部

電子版 1部

4. 工事写真

部数 1部

工事写真の取扱について

- ・電子媒体により納品すること。
- ・納品時には、正副1部ずつを納品すること。
- ・使用する媒体は、CD-Rとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、DVD-Rの使用も可とする。
- ・電子媒体に対して必ずウイルスチェックを行うこと。

(ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように最新のデータに更新したものを利用すること。)

- ・電子媒体には以下の情報を明記すること。

- ① 工事名称

- ② 工事場所
- ③ 契約番号
- ④ 発注者担当部署名称
- ⑤ 請負者名称
- ⑥ 作成年月
- ⑦ 何枚目／総枚数
- ⑧ ウイルスチェックに関する情報
- ⑨ CD-Rフォーマット形式
- ⑩ 電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。
 - ・電子納品される写真データは、PDF形式で編集したもので、従来の印刷物写真と同様な確認ができるものとする。
 - ・写真データは、工種種別、撮影項目毎に分類し、工事の進捗に合わせて編集し、容易に確認できるファイル名・フォルダ名を付して整理すること。
 - ・工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物または電子データと併用で検査することも可能とし、その範囲は受発注者との協議による。
 - ・検査に使用する機器の準備と操作は、受注者が行うことを原則とする。
 - ・やむを得ない理由により、電子納品できない場合は、受発注者との協議により、従来の印刷物による納品も可とする。
 - ・ここに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。

5. その他

第24条 準拠規格等

1. 電気事業法
2. 電気設備に関する技術基準を定める省令
3. 電力用品取締法
4. 公衆電気通信法
5. 労働安全衛生法
6. 電力会社供給規程
7. 内線規程
8. 日本産業規格 (JIS)
9. 電気規格調査会標準規格 (JEC)
10. 日本電気工業会標準規格 (JEM)
11. 日本電線工業会規格 (JCS)
12. 日本照明器具工業会規格 (JIL)
13. 日本蓄電池工業会規格 (SBA)
14. 工場電気設備防爆指針
15. その他関連法令、条令及び規格

第25条 関連事業者との協力等

請負者は工事施工にあたって関連事業者との連絡を密にし、工事の進捗を図ると共に工事限界部分については相互に協力し、全体として支障のない設備とする。尚、関連事業者との取り合い部分について必要の都度、監督員と十分な協議をするものとする。

第26条 その他

本工事の施工区分は、図面及び本特記仕様書に示すとおりであるが、他工事との取合いを十分考慮して施工すること。

第2章 (そ-9)千代田第4ポンプ場ほかポンプ制御盤更新工事

第1節 概 要

本工事は、千代田第4ポンプ場及び千代田第5ポンプ場に設置されているポンプ制御盤等の更新工事を行うものである。

第2節 設備構成

1. 今回設備

- | | |
|------------|----|
| (1) ポンプ制御盤 | 2面 |
| (2) 引込開閉器盤 | 2面 |

2. 撤去設備

- | | |
|--------------|----|
| (1) 既設ポンプ制御盤 | 2面 |
| (2) 既設引込開閉器盤 | 2面 |

第3節 仕様

1. ポンプ制御盤

1-1 千代田第4ポンプ場制御盤 1面

(1) 仕様

形式	屋内自立形
寸法	W800×H2100×D600mm程度 外扉、盤箱 t=2.3mm 中扉 t=2.3mm チャンネルベース H50mm
電源	三相3線 AC200V 50Hz 単相2線 AC100V 50Hz
負荷	送水ポンプ 7.5kW×2台 AC200V 自動交互運転 場内凍結防止用ヒータ、盤内コンセント、テレメータ盤、計装電源
主要部材質	盤箱、外扉 SS 蝶番、扉ストッパー SS 中扉 SS
塗装色	ウレタン系焼付塗装 マンセル5Y7/1相当

(2) 運転仕様

- ・ポンプ2台の自動～手動運転を切替・制御
- ・上位ポンプ井水位（電極棒）により自動交互にて運転停止（並列運転なし）
- ・第4ポンプ場水位によるポンプの空転防止・復旧
- ・運転状態、水位、異常信号などをテレメータ盤に中継出力
- ・場内の電灯分電盤機能を兼用

(3) 内部主要機器構成

電源表示灯 LED	2個
広角度電圧計 110角 V S付 フューズ	1組
広角度電流計 110角 A S/C T×2	2組
メーターリレー・アイソレータ	1組
集合表示灯 2×6 LED DC24V	1台
操作・切替スイッチ	1式
押しボタン	2個
MCCB 3P 125AF 主幹用	1台
ELCB 3P 125AF ポンプ用	2台
MCCB 2P 30AF 制御用	1台
MCCB 2P 50AF 電灯用	1台
MCCB 2P 20AF 電灯用	4台
ELCB 2P 20AF 電灯用	1台
電磁接触器 スターデルタ用	2組
進相コンデンサ 150μF	2台
3Eリレー・カレントコンバータ	2組
直流電源装置 AC200V/DC24V 60W	1台
交互リレー 61F-APN2	1個
液面リレー 61F-GPN	1個
補助リレー・タイマー	1式
盤内照明LED・ドアスイッチ	1組
その他必要なもの	1式

1-2 千代田第5ポンプ場制御盤 1面

(1) 仕様

形式	屋内自立形
寸法	W600×H1900×D500mm程度 外扉、盤箱 t=2.3mm 中扉 t=2.3mm チャンネルベース H50mm
電源	三相3線 AC200V 50Hz 単相2線 AC100V 50Hz
負荷	送水ポンプ 5.5kW×2台 AC200V 自動交互運転 場内凍結防止用ヒータ、盤内コンセント、テレメータ盤、計装電源
主要部材質	盤箱、外扉 SS 蝶番、扉ストッパー SS 中扉 SS
塗装色	ウレタン系焼付塗装 マンセル5Y7/1相当

(2) 運転仕様

- ・ポンプ2台の自動～手動運転を切替・制御
- ・上位配水池水位によりメーターリレーでの自動交互にて運転停止（並列運転なし）
- ・第5ポンプ場水位によるポンプの空転防止・復旧
- ・運転状態、水位、異常信号などをテレメータ盤に中継出力
- ・場内の電灯分電盤機能を兼用

(3) 内部主要機器構成

電源表示灯 LED	2個
広角度電圧計 110角 V S付 フューズ	1組
広角度電流計 110角 A S/C T×2	2組
メーターリレー・アイソレータ	1組
集合表示灯 3×5 LED DC24V	1台
操作・切替スイッチ	1式
押しボタン	2個
MCCB 3P 75AF 主幹用	1台
ELCB 3P 75AF ポンプ用	2台
MCCB 2P 30AF 制御用	1台
MCCB 2P 50AF 電灯用	1台
MCCB 2P 20AF 電灯用	4台
ELCB 2P 20AF 電灯用	1台
電磁接触器 スターデルタ用	2組
進相コンデンサ 100μF	2台
3Eリレー・カレントコンバータ	2組
直流電源装置 AC200V/DC24V 60W	1台
交互リレー 61F-APN2	1個
液面リレー 61F-GPN	1個
補助リレー・タイマー	1式
盤内照明LED・ドアスイッチ	1組
その他必要なもの	1式

2. 引込開閉器盤

2-1 千代田第4ポンプ場引込計器盤 1面

(1) 仕様

形式 屋外装柱形
寸法 W500×H1030×D200mm程度 外扉、盤箱 t=1.5mm
木板 計器部 t=25mm、スイッチ部 t=15mm、検針窓 200mm×100mm
電源 三相3線 AC200V 50Hz
单相2線 AC100V 50Hz
主要部材質 盤箱、外扉 SUS
塗装色 ウレタン系焼付塗装 マンセル5Y7/1相当
保護等級 IP44

(2) 内部主要機器構成

MCCB 3P 125AF	自動復帰	動力用	1台
MCCB 2P 50AF	自動復帰	電灯用	1台
MCCB 3P 30AF	避雷器用	動力用	1台
MCCB 2P 30AF	避雷器用	電灯用	1台
モリブデン避雷器			2台
電力量計 (電力会社支給品)			2台
その他必要なもの			1式

2-2 千代田第5ポンプ場引込計器盤 1面

(1) 仕様

形式 屋外装柱形
寸法 W500×H1030×D200mm程度 外扉、盤箱 t=1.5mm
木板 計器部 t=25mm、スイッチ部 t=15mm、検針窓 200mm×100mm
電源 三相3線 AC200V 50Hz
单相2線 AC100V 50Hz
主要部材質 盤箱、外扉 SUS
塗装色 ウレタン系焼付塗装 マンセル5Y7/1相当
保護等級 IP44

(2) 内部主要機器構成

MCCB 3P 75AF	自動復帰	動力用	1台
MCCB 2P 50AF	自動復帰	電灯用	1台
MCCB 3P 30AF	避雷器用	動力用	1台
MCCB 2P 30AF	避雷器用	電灯用	1台
モリブデン避雷器			2台
電力量計 (電力会社支給品)			2台
その他必要なもの			1式

第3章 工事仕様

第1節 一般仕様

1. 材 料

(1) 電線類

600V 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル (CE) JIS C 3605
その他 J I S 規格品又は同等品

(2) 電線管類

厚鋼電線管(G) JIS C 8305

金属管の附属品 JIS C 8330

JIS C 8340

2種金属製可とう電線管(SUS ビニル被覆)(プリカ) JIS C 8309

(3) その他

J I S 規格品又は同等品

2. 施 工

- (1) 電線管は、種類ごとに順序よく整理して配線すること。
- (2) 屋内配線は、原則としてピット及び電線管によって配線すること。
- (3) 計装用信号ケーブルは、動力ケーブルにより誘導障害を受けないようにすること。
- (4) 電線管類は、構造体に堅固に固定すること。
- (5) 機器への接続は、原則として2種金属製可とう電線管を用いて機器に接続すること。
- (6) ケーブルの末端は、原則として圧着端子または圧縮端子を用いて接続すること。
- (7) 電線管、ダクト等の内部には、塵埃、水等が侵入しないように施工すること。
- (8) 接地は、電氣的、機械的に完全に連結し規定値を満足するように施工すること。

第2節 工事範囲

1. ポンプ制御盤及び引込計器盤の製作及び据付工事
2. 上記に伴う配線・電線管工事及び試験調整
3. 既設ポンプ制御盤及び引込計器盤の撤去工事
4. 上記に伴う配線・電線管撤去工事
5. 凍結防止用ヒータ電源の配管・配線工事
6. 上記に伴う配管・配線撤去工事
7. 撤去品の産廃処理
8. その他上記に伴う諸工事

第4章 試験及び検査

第1節 一般事項

1. 製品試験(工場検査試験)

機器の製作完了後、製作工場において、局監督員立会のもとに、一般仕様書、特記仕様書、設計図書及び承諾図に基づき、下記試験及び検査を行うこと。ただしJ I S等に定められた試験法のあるものはそれに従うこと。

- (1) 形状寸法検査(製作材料、加工及び組立の精度等)
- (2) 性能試験
- (3) 動作試験
- (4) その他監督員が必要と認めた試験

2. 現場試験

機器材料の据付及び配線工事完了後、下記の現場試験を行うこと。

- (1) 導通試験
電線の断線及び誤結線などの有無を調査すること。
- (2) 絶縁試験
各機器及び配線に対する絶縁試験
- (3) その他監督員が必要と認めた試験

3. 動作試験

前項の各試験終了後、次の試験を行うこと。

- (1) 電圧の適否
- (2) 配線機器の動作の良否
- (3) 各機器の機能の良否
- (4) その他通電により不都合を生じるおそれの有無

4. 雑 則

- (1) 上記の各試験及び検査の結果、不良箇所があれば指定の期間内に手直しを行い、手直し完了後監督員立会のもとに再試験を行うこと。
- (2) 各試験は、電気設備の技術基準及びその他の関係法規に基づき行うこと。
- (3) 立会試験については、事前に検査依頼書を係員に提出し、承諾を受けること。
- (4) 立会時の各試験報告書を2部監督員に提出すること。

第2節 機器の試験

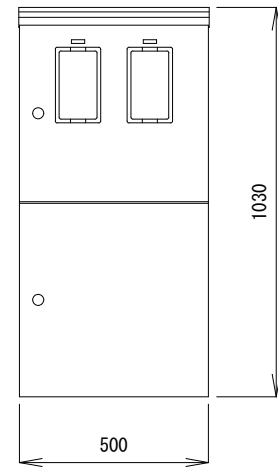
試験及び検査は、一般仕様書、特記仕様書、設計図書及び承諾図に基づき、下記要領で行うこと。

- (1) 構造点検
- (2) 回路試験
- (3) その他監督員が必要と認めた試験



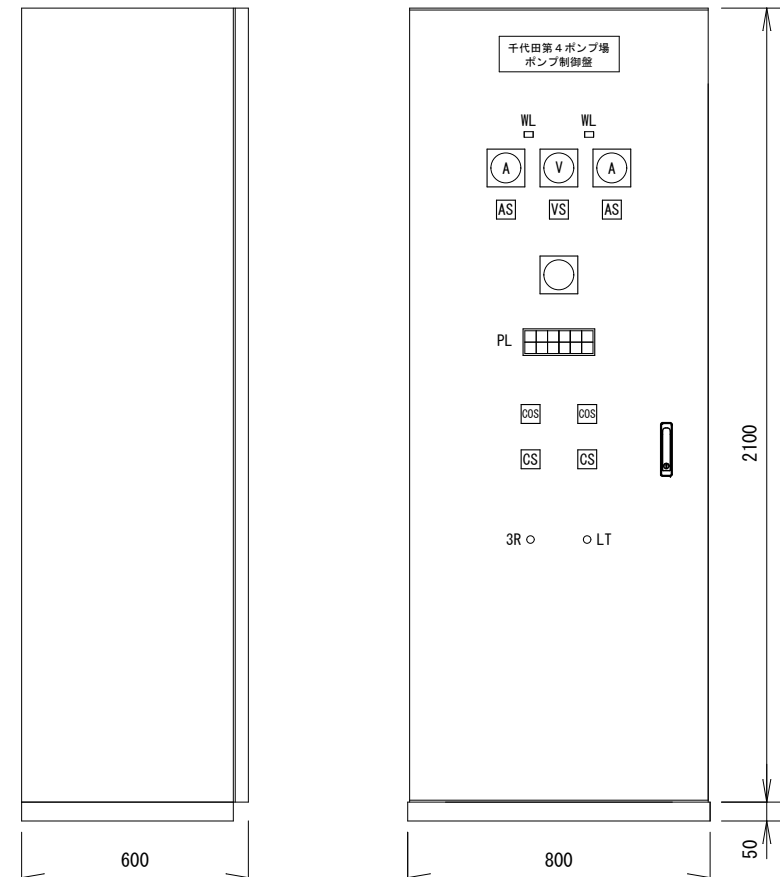
案内図

	工務部水道管理室浄水課			縮尺 NON	工事名称 (そ-9)千代田第4ポンプ場ほかポンプ制御盤更新工事	1 / 3 No.
				設計年月日 2026.6	図面名称 案内図・配置図	



引込計器盤

寸法は参考



ポンプ制御盤

寸法は参考

PL記入項目

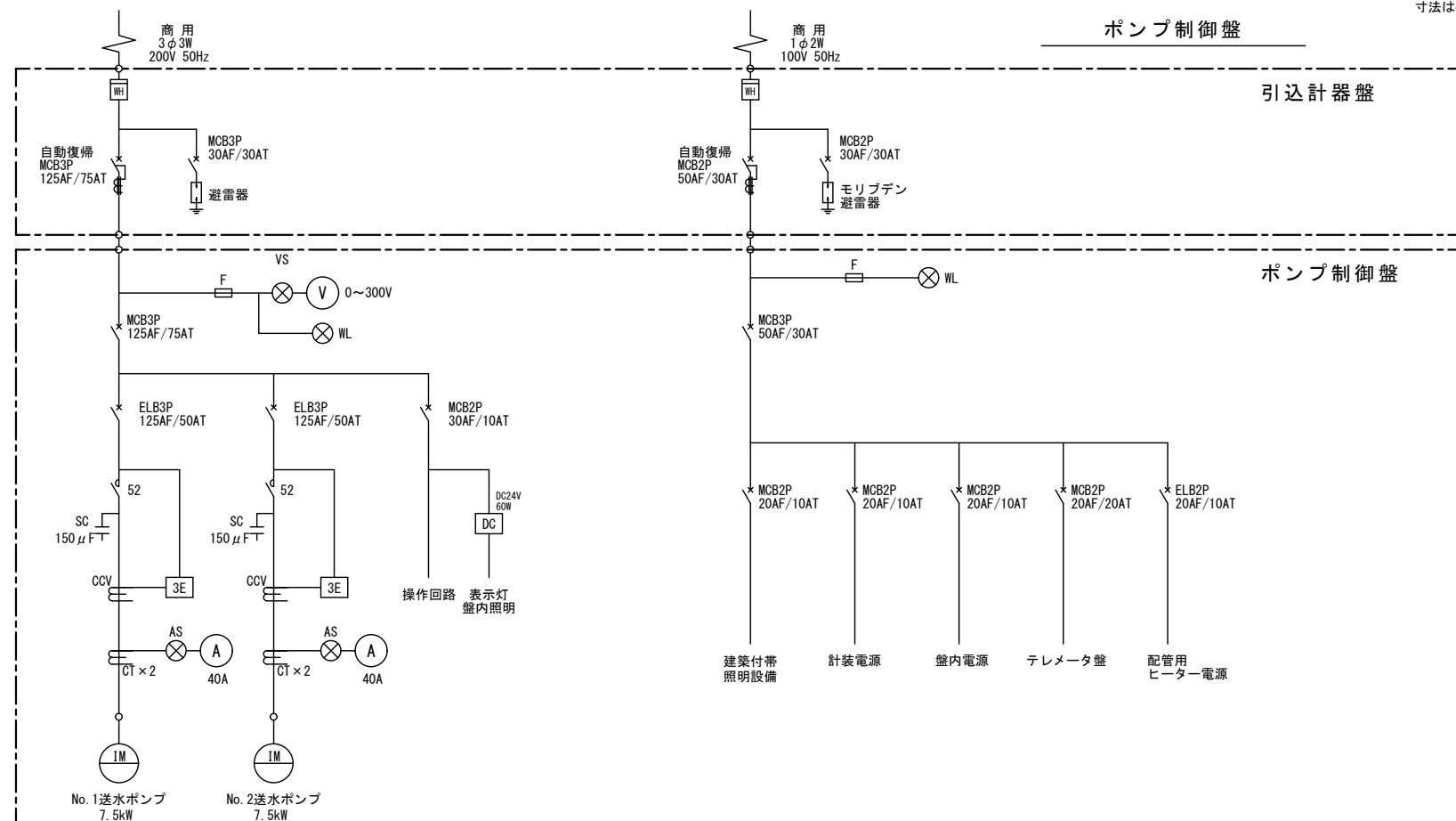
- ・ No.1 ポンプ 運転
- ・ No.1 ポンプ 停止
- ・ No.1 ポンプ 故障
- ・ No.2 ポンプ 運転
- ・ No.2 ポンプ 停止
- ・ No.2 ポンプ 故障
- ・ 第4ポンプ井 高水位
- ・ 第4ポンプ井 低水位
- ・ 第2配水池 高水位
- ・ 第2配水池 低水位

引込更新
 CV5.5²-2C PE (22) (撤去)
 CV14²-3C PE (36) (撤去)
 EM-CE5.5²-2C G (22) (新設)
 EM-CE14²-3C G (36) (新設)

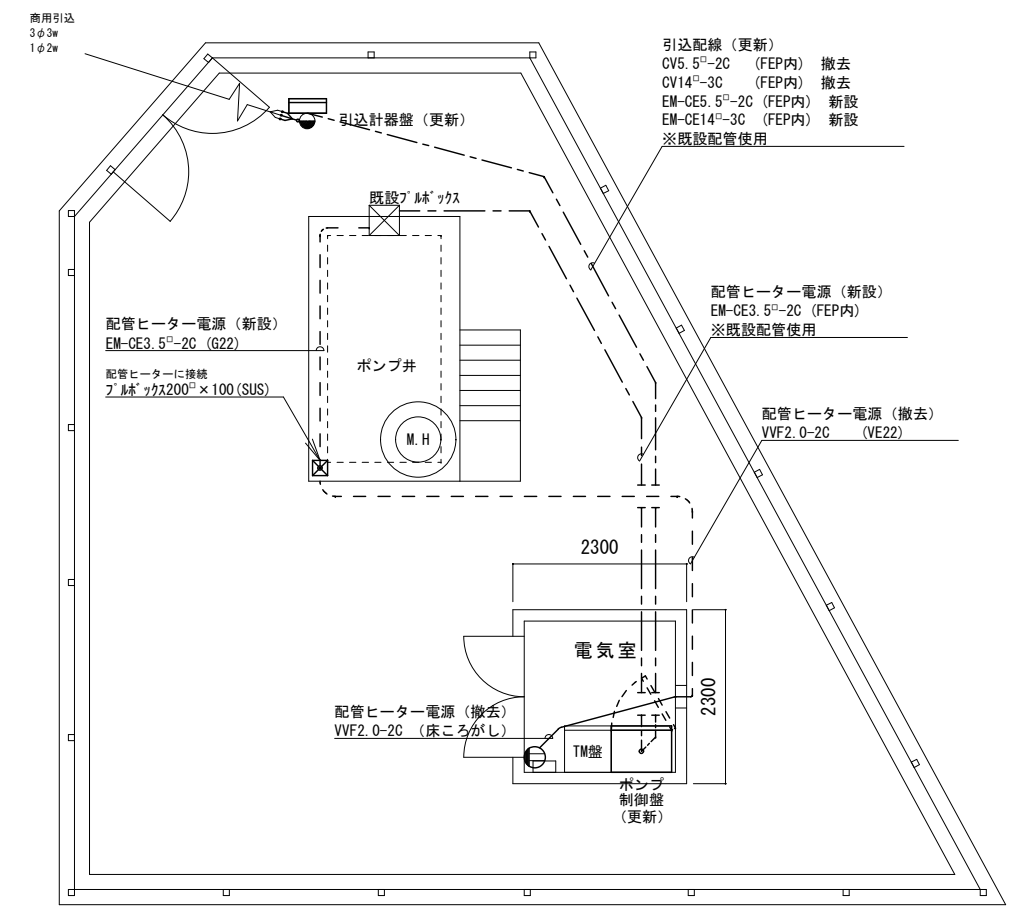
引込計器盤 (更新)

配管既設流用

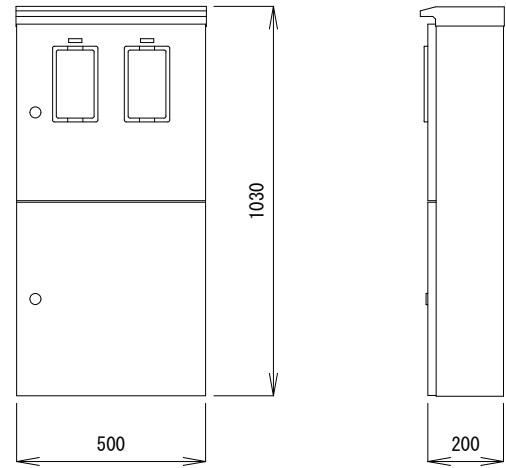
参考図 (引込ポール)



盤結線図 (参考)

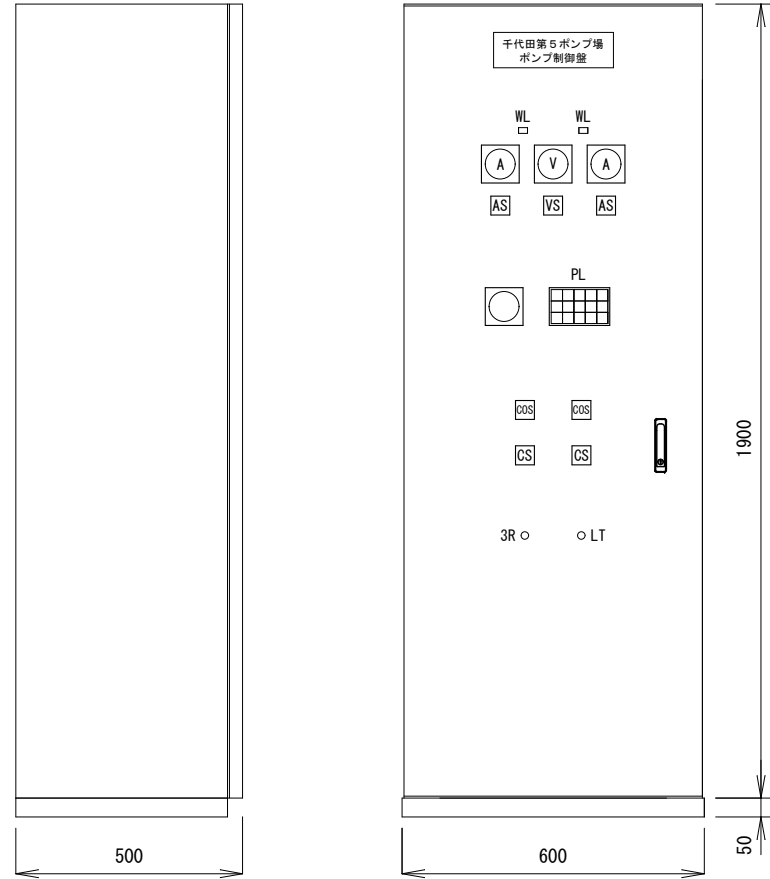


場内配置図



引込計器盤

寸法は参考



ポンプ制御盤

寸法は参考

PL記入項目

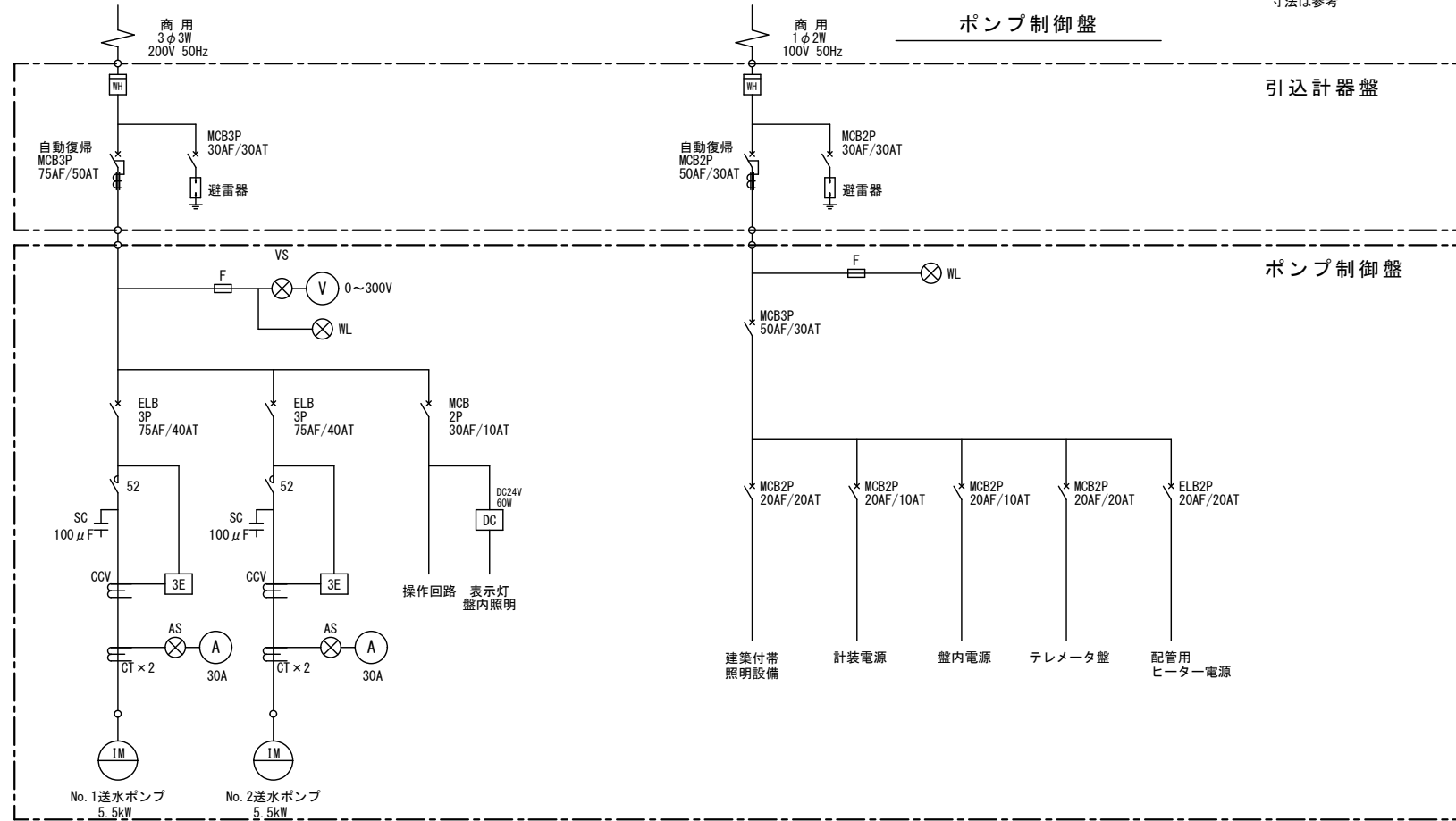
- ・ No. 1 ポンプ 運転
- ・ No. 1 ポンプ 停止
- ・ No. 1 ポンプ 故障
- ・ No. 2 ポンプ 運転
- ・ No. 2 ポンプ 停止
- ・ No. 2 ポンプ 故障
- ・ 第5ポンプ井 高水位
- ・ 第5ポンプ井 低水位
- ・ 第3配水池 高水位
- ・ 第3配水池 低水位

引込更新
 CV5.5^φ-2C PE(22) (撤去)
 CV8^φ-3C PE(28) (撤去)
 EM-CE5.5^φ-2C G(22) (新設)
 EM-CE8^φ-3C G(28) (新設)

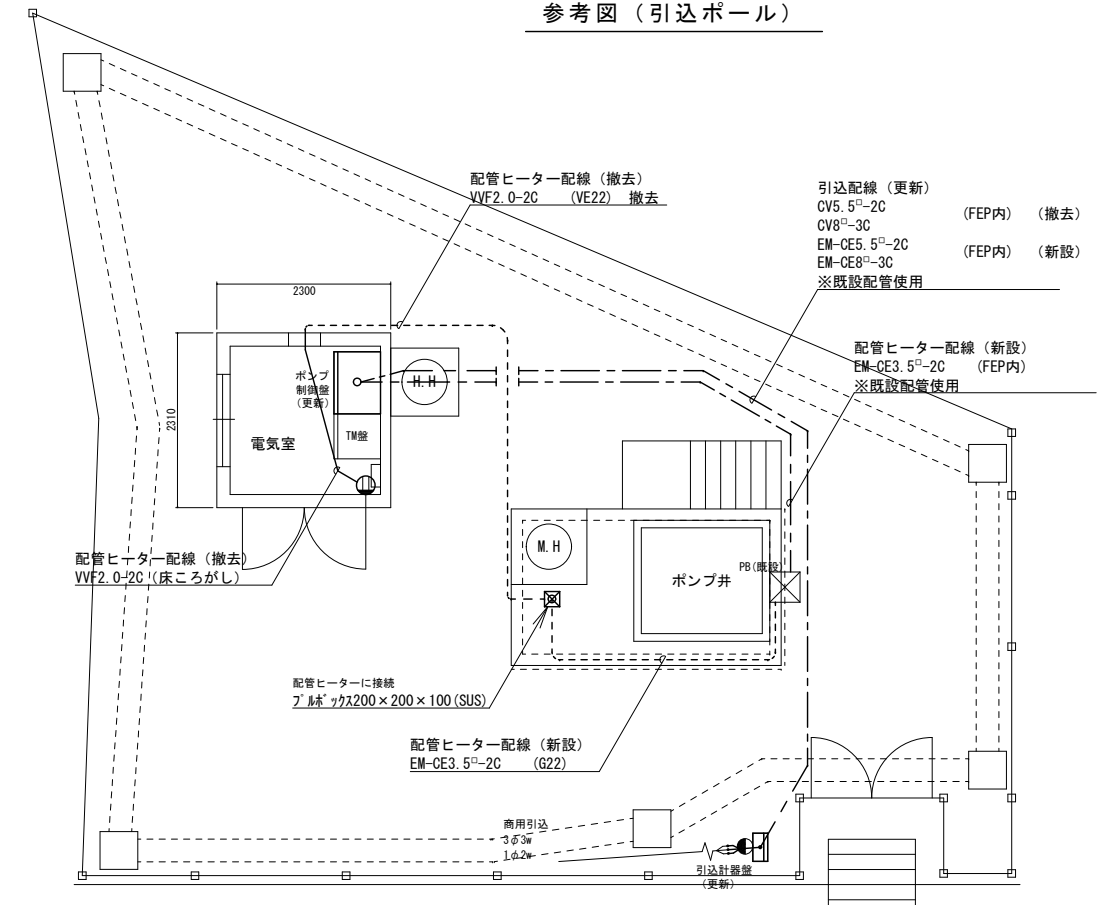
引込計器盤 (更新)

配管既設流用

参考図 (引込ポール)



盤結線図 (参考)



場内配置図